

# 令和5年度猪名川中学校の部活動に係わる活動方針

令和5年4月

## I 部活動の基本的な考え方

### 1 学校教育における部活動の位置付け

中学校学習指導要領の総則(平成 29 年 3 月)では、「生徒の自主的, 自発的な参加により行われる部活動については, スポーツや文化, 科学等に親しませ, 学習意欲の向上や責任感, 連帯感の涵養等, 学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり, 学校教育の一環として, 教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際, 学校や地域の実態に応じ, 地域の人々の協力, 社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い, 持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示されています。

### 2 部活動の教育的意義と課題

#### (1) 意義

部活動には生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。

- ◇喜びと生きがいの場
- ◇体力の向上と健康の増進
- ◇豊かな人間性の育成
- ◇明るく充実した学校生活の展開
- ◇生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための基礎づくり

#### (2) 課題

従来から、次のような課題が指摘されています。

- ◇勝利至上主義的な考え方から生徒に過度の練習を強いるケースがある。
- ◇生徒の自主性、個性を軽視した運営がなされている場合がある。
- ◇教員の超過勤務の増大が問題となっている。
- ◇教師の競技経験等がなく、生徒が望む専門的な指導ができない。
- ◇生徒数の大幅な減少により、部員数や顧問数が減少して、運営体制の維持が困難である。

### 3 部活動のあり方

「部活動の教育的意義と課題」を踏まえた「猪名川町立中学校における部活動ガイドライン」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切で丁寧な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整えます。このことによって、生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための、資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活が送れることを目指します。

## Ⅱ 「部活動に係る活動方針」の策定

### Ⅰ 「猪名川中学校の部活動に係る活動方針」の策定

- (1) スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県教育委員会が策定した「いきいき運動部活動(4訂版)」、猪名川町教育委員会が策定した「猪名川町部活動ガイドライン」「猪名川町立学校園 持続的な学校園運営のためのガイドライン(ver.14.1)【4月1日以降】」「猪名川町立中学校改革プラン「あい・ワクワクプラン」(令和5年2月策定)」に基づき、本校において「猪名川中学校の部活動に係る活動方針」を策定しました。
- (2) 「猪名川中学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「いきいき運動部活動(4訂版)」、「猪名川町部活動ガイドライン」において示された休養日及び活動時間の基準を踏まえて、本校として休養日及び活動時間等の基準を設定しました。
- (3) 「猪名川中学校の部活動に係る活動方針」における部活動とは、本校における運動部及び文化部において教育課程外の活動として実施する全ての部活動について適用します。

## Ⅲ 「休養日」及び「活動時間」の基準

### Ⅰ 「休養日」の設定

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえるとともに、教員の勤務負担軽減の視点からも次に掲げる事項について休養日の基準とします。

<ノー部活デーの取り組み> 週当たり 2 日以上休養日を設定

#### (1) 平日(月・火・木・金)

ア 週1日以上休養日とする。(水曜日をノー部活動とする)

イ「朝練習」は行わない。※生徒の健康面・家庭の負担・教員の負担軽減・医学的視点  
※夏季総体・コンクール前、高温のため放課後の練習ができないと見込まれる場合は、校長の判断で朝練習を行うことができる。（ただし1日の総練習時間は2時間程度以内とする。）

### (2) 休業日（土曜・日曜及び祝日）

ア 週1日以上「休養日」を設定する。

イ 休養日に大会等に参加した場合は、1週間以内に休養日の振替を行う。

### (3) 長期休業中（夏休み中など）

ア 上記(1)(2)に規定する休養日の設定に準ずる。

イ 学校施設閉鎖日（8月11日～15日、12月29日～1月3日）は休養日とする。

ウ 長期オフシーズン（1週間程度）を確保する。

## 2 活動時間

各部活動の運営については、短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう、次に掲げる事項についての基準とします。

### (1) 平日（月・火・木・金）

1日 2時間程度以内とする。

※短縮期間、学校行事、懇談等も平日対応。

### (2) 休業日（土曜・日曜及び祝日）

1日 3時間程度以内とする。

### (3) 長期休業中（夏休み中など）

1日 3時間程度以内とする。

※活動時間とは、練習・活動開始前の早めの集合、事前準備及び練習・活動後の片付けや顧問からの事後指導や連絡の時間は含まない。また、大会参加等にかかる移動時間も同様とする。

※練習試合等、通常と異なる活動を行う場合も、原則としてこの基準に基づき、生徒の健康状態に配慮して活動を行う。

### ○最終下校時間について

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
下校時間	17:00											

※運動部については、大会（北摂大会・総合体育大会・新人大会）、文化部については、コンクールの2週間前から活動時間を1時間延長することができる。